保護者様

大阪府立茨木高等学校

新型コロナウイルス感染症り患報告書について

新型コロナウイルス感染症にり患した場合、学校保健安全法第　19　条に基づき出席停止となります。つきましては、病院受診時等に自宅療養期間を確認し、下記報告書（保護者記入押印）を登校時に担任へ提出してください。

出席停止期間の基準　【発症（＊）した後、５日を経過し、かつ症状軽快後、１日を経過するまで】

＊　「発症日」とは、発熱や咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状が始まった日です。症状が出た翌日を１日めとして数えます（無症状の場合は、検体採取日を０日めとします）。

新型コロナウイルスは、症状の軽快後も体内に残存しています。自身の健康回復のため、感染拡大予防のためにも出席停止期間を守り、自宅にて安静に過ごしてください。

例

発症 0日め	発症 1日め	発症 2日め	発症 3日め	発症 4日め	発症 5日め	発症 6日め	発症 7日め
発症	解熱等					登校可能	
発症					解熱等		登校可能

きりとらずに提出ください

報告書（新型コロナウイルス感染症用）

年　　組　　番 生徒名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

診 断 等 名　　新型コロナウイルス感染症

診断医療機関名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

発　 症　 日　　令和　　年　　月　　日

解熱等した日　　令和　　年　　月　　日

自宅療養期間　　令和　　年　　月　　日　から 令和　　年　　月　　日

医師からの指示事項など（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

担任確認→保健室保管